

東京地方税理士会

非上場株式を譲渡・移転する場合の税務

自己株式を買取る場合の課税上の注意点

税理士・東京国際大学非常勤講師

江本 尚浩

非上場株式を譲渡・移転する場合の税務 編

I 税務上の時価

非上場株式の取得等について起こりうる税務問題を防止するためには、その時価評価の認識が重要となる。非上場株式の株価の評価については、各税法に規定がされているが、所得税や法人税の課税に際しても、実務上は相続税法上の時価をベースにして一定の条件を付して評価することができる。また、課税実務上採用できるかの問題はあるが税法以外での評価額の決定方法もある。

[税理士にとって取引相場のない株式の時価が必要になる主なケース]

譲渡・贈与・相続・自己株式の取得・事業承継円滑化法 など

1 相続税法上の時価

相続税法上の時価は、相続・贈与を予定しており、財産評価基本通達に詳細な規定がある。また、当該株主が同族株主か少数株主かによってその評価額が大きく異なることがある。

(1) 原則評価（同族株主）

会社の規模に応じて、次の方法で評価する。（特定会社該当を除く。）

- ① 大会社 類似業種比準価額方式（純資産価額方式の選択可）
- ② 中会社 併用方式（純資産価額方式の選択可）
- ③ 小会社 純資産価額方式（Lの割合を0.5として併用方式の選択可）

(2) 特例評価（同族株主以外の少数株主）

配当還元方式

2 法人税法上の時価

- (1) 法基通 4-1-5 及び 9-1-13 において、上場株式以外の株式の価額が規定されており、両通達(4)では「1株当たりの純資産価額等を参酌した通常取引価額」とされている。また、同通達 4-1-6 及び 9-1-14 では、課税上弊害がない限り、一定の条件の下、財産評価基本通達によることが認められている。
- (2) この場合の「一定の条件」とは次の通りである。
 - ① 法人が「中心的な同族株主」に該当する場合は、「小会社」に該当するものとして扱う。
 - ② 法人が、土地や上場株式を有しているときは、相続税評価額ではなく課税

時期における時価によること。

- ③ 「1株当たりの純資産価額」の計算上、評価差額に対する法人税額等(37%)は控除しないこと。

3 所得税法上の時価

- (1) 所基通 23～35 共-9 において、株式を取得する場合の価額が規定されており、同通達(4)ニでは「1株当たりの純資産価額等を参酌した通常取引価額」とされている。
- (2) 同通達 59-6 には、株式等の所法 59 条（法人に対する低額譲渡等）に該当する場合の株式の価額が規定されており、この通達により、所基通 23～35 共-9(4)ニの「1株当たりの純資産価額等を参酌した通常取引価額」とは、原則として一定の条件の下に財産評価基本通達により算定した価額とされている。
- (3) この場合の「一定の条件」とは次の通りである。
 - ① 「同族株主」に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権数により判定する。
 - ② 譲渡又は贈与した個人が「中心的な同族株主」に該当する場合は、発行人は「小会社」に該当するものとして扱う。
 - ③ 法人が、土地や上場株式を有しているときは、相続税評価額ではなく課税時期における時価によること。
 - ④ 「1株当たりの純資産価額」の計算上、評価差額に対する法人税額等は控除しないこと。

※ 最高裁判決 R02. 03. 24 を受けて改正

4 裁判所による時価

5 経営承継法における非上場株式等評価ガイドライン

6 企業価値評価ガイドライン

II 譲渡の態様別課税関係

1 高額譲渡・低額譲渡の株価

非上場株式の譲渡の場合、高額譲渡・低額譲渡の基準となる株価は、同族株主かそれ以外の少数株主かによって異なる。

- (1) 高額譲渡

売主と買主が共に同族株主の場合は、原則評価価額を超える場合（下図で価格が90超の場合）に高額譲渡の課税問題が発生する。

(2) 低額譲渡

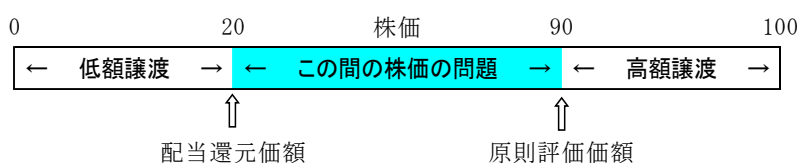
売主と買主が共に少数株主の場合は、配当還元価額未満の場合（下図で価格が20未満の場合）に低額譲渡の課税問題が発生する。

(3) 売主と買主の時価が異なる場合

売主が少数株主で買主が同族株主の場合など、売主と買主で算定される株価が配当還元価額と原則評価価額で異なる場合には、低額譲渡や高額譲渡の問題が複雑になる。

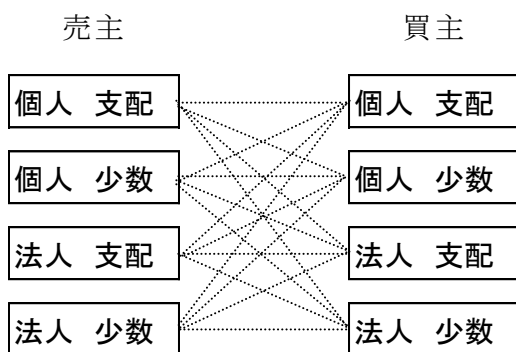
たとえば、株式の売買価格を20とした場合、少数株主である売主にとっては適正な時価となるが、同族株主である買主にとっての適正時価である原則評価の90との差額が低額譲受として受贈益課税等の問題が発生する。

※ この場合に売買価格を原則評価の90とした場合には、少数株主である売主にとって配当還元価額はあくまで特例評価であるため、課税問題は避けられると考えられる。



2 譲渡の態様

非上場株式の譲渡の態様は、売主と買主が、個人であるか法人であるか、またそれぞれが同族株主か少数株主であるかによって以下のパターンがある。



3 譲渡の態様と株価の税務上の時価の判断基準

非上場株式の譲渡に当たり適用される税務上の時価は、売主と買主が個人であるか法人であるかによって異なることに注意する。

特に個人株主について相続税による時価が適用される場合は、取引相手が個人の場合に限定されるものと考えられる。（下図1）

発行法人による自己株式の買取は、売主が個人または法人で、買主が法人の態様（下図 2, 4）をベースに課税関係を考えることになる。これによれば、買主が法人であるため、個人売主の場合には所得税における時価で、法人売主の場合は法人税における時価で株価を評価することとなる。

	売主		買主	
	個・法	税法	個・法	税法
1	個人	相続税	個人	相続税
2	個人	所得税	法人	法人税
3	法人	法人税	個人	所得税
4	法人	法人税	法人	法人税

Ⅲ 個人・法人間譲渡の課税問題

〔個人が譲渡した場合の課税の基本算式〕

株式譲渡益 = 譲渡価額 - (取得費 + 譲渡費用)
 税率 20.315% (所得税 15.315%、住民税 5%) の分離課税

1 個人から個人への譲渡

(1) ポイント

- ① 売買後の株主の態様で判断
- ② 原則 売主に対し譲渡所得課税
買主について課税なし
- ③ 低額譲渡 買主に対し贈与税課税あり
- ④ 評価通達による場合の 37%控除
- ⑤ 時価の 1/2 未満の譲渡に該当する場合、譲渡損はないものとみなされる。 所 59② 所令 169
- ⑥ 時価の 1/2 未満の譲渡に該当する場合で、譲渡損がある場合のみなし
取得価額、取得時期の引継ぎ 所 60

(2) **個人株主** → **個人株主** の譲渡

① 課税問題

	個人売主の課税問題	個人買主の課税問題
高額譲渡時	贈与税	原則なし
低額譲渡時	原則なし ②	贈与税 ③

② 支配株主（売主）から少数株主（買主）への譲渡

売主視点の場合：原則評価 原則なら問題ないか

買主視点の場合：配当還元 売主にとっては低額 ただし課税なし

③ 少数株主（売主）から支配株主（買主）への譲渡

売主視点の場合：配当還元 買主にとっては低額

買主視点の場合：原則評価

2 法人から法人への譲渡

(1) ポイント

① 高額譲渡又は低額譲渡時には、いずれかの法人に受贈益又は寄付金課税の問題が発生する。

② 評価通達による場合の 37%控除の適用はない。（法人税法上の時価）

(2) **法人株主** → **法人株主** の譲渡

① 課税問題

	法人売主の課税問題	法人買主の課税問題
高額譲渡時	受贈益	寄附金（交際費）
低額譲渡時	寄附金（交際費） ②	受贈益 ③

② 支配株主（売主）から少数株主（買主）への譲渡

売主視点の場合：原則評価

買主視点の場合：配当還元 売主にとっては低額

③ 少数株主（売主）から支配株主（買主）への譲渡

売主視点の場合：配当還元 買主にとっては低額

買主視点の場合：原則評価

3 個人から法人への譲渡

(1) ポイント

① 原則 売主に対し譲渡所得課税、買主について課税なし

② 低額譲渡の場合

時価の1/2未満の場合の時価課税

(同族会社の行為または計算の否認の場合は1/2以上でも課税)

- ③ 評価通達による場合の37%控除の適用はなし。

(所得税法上の時価、法人税法上の時価)

- (2) **個人株主** → **法人株主** の譲渡

- ① 課税問題

	個人売主の課税問題	法人買主の課税問題
高額譲渡時	一時所得(給与)	寄附金(賞与、交際費)
低額譲渡時	1/2未満時の課税 ②	受贈益 ③

- ② 支配株主(売主)から少数株主(買主)への譲渡

売主視点の場合: 原則評価

買主視点の場合: 配当還元 売主にとっては低額

- ③ 少数株主(売主)から支配株主(買主)への譲渡

売主視点の場合: 配当還元 買主にとっては低額

買主視点の場合: 原則評価

4 法人から個人への譲渡

- (1) ポイント

- ① 原則 売主法人に対し法人税課税、買主について課税なし

- ② 低額譲渡の場合

売主法人に対し、寄附金、賞与課税等

買主に対し、一時所得、給与課税等

- ③ 評価通達による場合の37%控除の適用はなし。(法人税法上の時価)

- (2) **法人株主** → **個人株主** の譲渡

- ① 課税問題

	法人売主の課税問題	個人買主の課税問題
高額譲渡時	受贈益	原則なし
低額譲渡時	寄附(賞与、交際) ②	一時所得(給与) ③

- ② 支配株主(売主)から少数株主(買主)への譲渡

売主視点の場合: 原則評価

買主視点の場合: 配当還元 売主にとっては低額

③ 少数株主（売主）から支配株主（買主）への譲渡

売主視点の場合：配当還元 買主にとっては低額

買主視点の場合：原則評価

自己株式を買取る場合の課税上の注意点 編

1 個人株主から発行法人への譲渡の場合

(1) 売主である個人への課税

① 原則

イ 配当所得（みなし配当）

- a 譲渡価額のうち、1株当たりの資本金等の額を超える部分が配当所得としてみなし配当課税が行われる。（20.42%の所得税等の源泉徴収）
- b 総合課税となると共に、配当控除の対象となる。

ロ 譲渡所得

譲渡価額（上記イのみなし配当の額を除く。）から取得費等を控除した額が、譲渡所得とされる。

(計算例)	1株当たりの譲渡価額	10,000
	1株当たりの資本金等の額	7,000
	1株当たりの取得価額	3,000

$$\text{配当所得} \Rightarrow 10,000 - 7,000 = 3,000$$

$$\text{譲渡所得} \Rightarrow (10,000 - 3,000) - 3,000 = 4,000$$

② 相続税の申告期限から3年以内の譲渡の場合

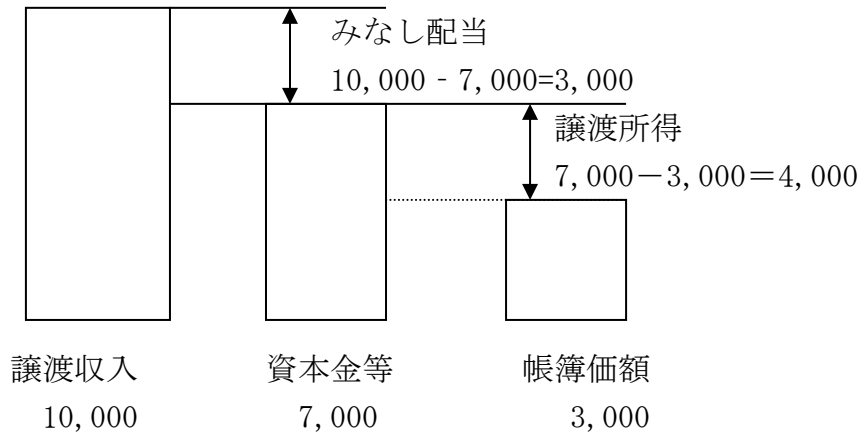
相続税額の負担がある相続人が、相続税の課税対象となった非上場株式を発行会社に譲渡した場合には、一定の要件の下、みなし配当課税ではなく、全額譲渡所得課税となる。

（相続税の負担がない相続人の場合は、上記①に該当する。）措法9の7

※ 相続財産に係る非上場株式をその発行会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例に関する届出書

従って、上記①計算例の場合には所得合計7,000が譲渡所得となる。

株式譲渡益 ⇒ 譲渡価額－（取得費＋譲渡費用＋相続税額の取得費加算）
 課税方法 ⇒ 税率 20.315%（所得税 15.315%、住民税 5%）の分離課税



※ 相続税額の取得費加算 措法 39

相続財産を、相続税の申告期限の翌日から 3 年を経過する日までに譲渡した場合には、譲渡所得の計算上、取得費に譲渡した相続財産に対応する相続税額に相当する金額を加算する。

加算する相続税額

$$\text{その者の相続税額} \times \frac{\text{その者の相続税の課税価格計算の基礎とされた譲渡資産の価額}}{\text{その者相続税の課税価格+その者の債務控除額}}$$

(2) 買主である発行法人への課税

自己株式の取得は資本等取引に該当するため、原則的に法人税課税は発生しない。しかし、著しく高額や低額の取得の場合は、資本取引と損益取引の混合取引として、差額に課税の可能性が 0 といえるか。

(3) 高額譲渡・低額譲渡の場合の課税問題

	個人売主の課税問題	発行法人の課税問題
高額譲渡時	一時所得（給与）	寄附金（給与）
低額譲渡時	1/2 未満時の課税	原則なし

① 同族株主に該当するかどうかの判定

イ 個人売主については、株式譲渡前の段階で判定する。

ロ 発行法人が同族株主として扱われるかについて、現行法上特に規定はないが、支配株主と特殊関係者になることが一般的となるため、同族株主として考えることが有力と思われる。

② 自己株式の税務上の時価

個人売主については所得税、発行法人については法人税の規定に基づく時価を採用することとなる。

個人売主（同族株主）における評価 ⇒ 原則評価

個人売主（少数株主）における評価 ⇒ 配当還元

発行法人における評価 ⇒ 原則評価と考えられるか。

③ 高額譲渡による課税問題が発生する場合

イ 個人売主の高額部分への課税問題

法人からの贈与として一時所得、従業員であれば給与所得（退職所得）となる。

ロ 発行法人の高額部分への課税問題

個人株主へ経済的利益の供与を行ったと考えると寄附金、売主が従業員であれば給与（役員の場合は賞与として損金不算入）となる。

④ 低額譲渡による課税問題が発生する場合

イ 個人売主の課税問題

個人が法人に対して、**時価の1/2未満の価額で譲渡した場合**には、**時価で譲渡**があったものとして課税される。（所法59、所令169）

※ その譲渡が、同族会社の行為または計算の否認の規定に該当する場合は、時価の1/2以上の価額でも時価課税が行われる。（所法157、所基通59-3）

ロ 発行法人の低額部分への課税問題

自己株式の取得は資本等取引に該当するため、原則的に法人税課税は発生しない。

ハ 発行法人のその他株主への課税問題（個人株主）

発行法人が同族会社の場合には、低額※1で株式を取得したことにより、当該発行法人の他の株主の同社株式価値を増加させることに着目して、そ

の他の株主に対し贈与税課税が行われる。(相基通 9-2)

この場合の贈与税の課税対象の計算については、自己株式取得前と取得後の株価の差額がベースになるものと思われる。※2

※1 少数株主の場合は配当還元価額で判断できるものとするが、特段の事情がない限り、課税されないことも考えられる。

※2 相基通 9-4 の修正計算式を応用して認識する考え方

ニ 発行法人のその他株主への課税問題（法人株主）

上記ハの場合に、その他の株主が法人の場合には、この発生する含み益は法人の支配の及ばない外的要素に起因するため、企業会計に準じて考えて、法人税法においても未実現の利益として、現実に実現した時に課税所得になると考えられる。

⑤ トリプル課税問題

このケースでは一般的に、みなし配当の額を下げるために時価を下回る価額での譲渡が行われやすい。トリプル課税問題（④イ～ハの売主にみなし配当課税及びみなし譲渡課税、他の株主にみなし贈与課税）などが発生する可能性もあるため適正時価取引にする必要がある。

2 法人株主から発行法人への譲渡の場合

(1) 売主である法人への課税

① みなし配当

イ 譲渡価額のうち、1株当たりの資本金等の額を超える部分がみなし配当として配当課税が行われる。(20.42%の所得税等の源泉徴収)

ロ 配当とみなされる部分については、完全子法人株式等、関連法人株式等、その他の株式等、非支配目的株式等に応じた益金不算入制度の対象となる。

※ 自己株式の取得を予定していたもので、その取得で生じたみなし配当については益金不算入の適用はない。(法法 23③)

② 譲渡損益

譲渡価額（上記イみなし配当の額を除く。）から譲渡原価を控除した額が、譲渡損益とされる。

※ 法人売主が、完全支配関係がある発行会社へ自己株式を譲渡した場合、法人売主において譲渡損益は計上しない。(法法 61 の 2⑰)

みなし配当 ⇒ 譲渡価額 - 資本金等の額
 譲渡損益 ⇒ (譲渡価額 - みなし配当) - 譲渡原価

(2) 買主である発行法人への課税

自己株式の取得は資本等取引に該当するため、原則的に法人税課税は発生しない。

(3) 高額譲渡・低額譲渡の場合の課税問題

	法人売主の課税問題	発行法人の課税問題
高額譲渡時	受贈益	寄附金 ?
低額譲渡時	寄附金(みなし配当、譲渡益)	原則なし

① 同族株主の判定の時期

現行法上特に規定はないが、売主および買主の視点での価値を考えると売主においては譲渡前、買主においては譲渡後で判断すると思われる。

② 自己株式の税務上の時価

法人売主、発行法人ともに法人税の規定に基づく時価を採用することとなる。

法人売主(同族株主)における評価 ⇒ 原則評価
 法人売主(少数株主)における評価 ⇒ 配当還元
 発行法人 における評価 ⇒ 原則評価と考えられるか。

③ 高額譲渡による課税問題が発生する場合(発行法人の高額部分への課税問題)

イ 法人売主の課税問題

譲渡損益の計算についても時価をベースに計算されると考えられるため、時価と譲渡価額の差額のうち実質贈与と認められる金額は受贈益課税の対象とされる。

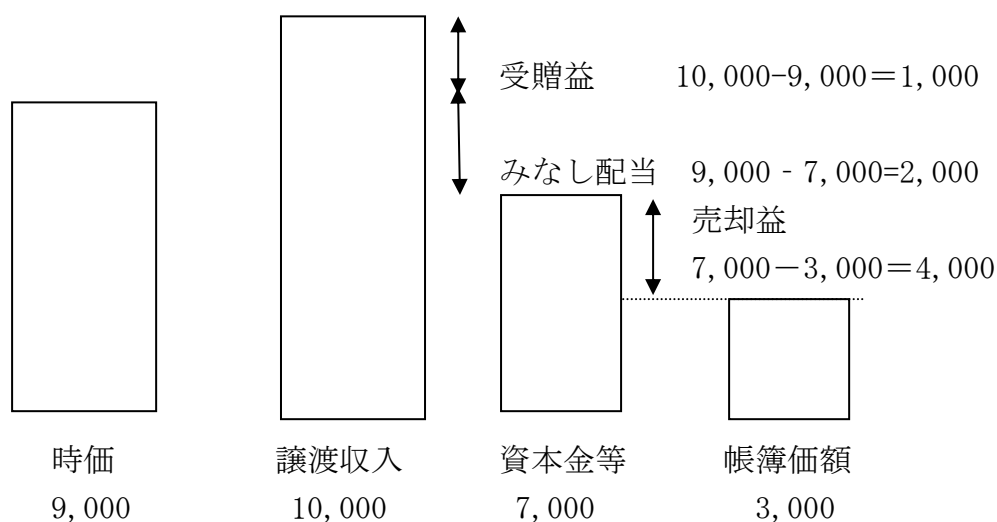
受贈益 ⇒ 譲渡価額 - 時価
 みなし配当 ⇒ (譲渡価額 - 受贈益) - 資本金等の額

譲渡損益 ⇒ (時価 - みなし配当) - 取得原価

〔仕訳例〕

1株当たりの譲渡価額	10,000
1株当たりの資本金等の額	7,000
1株当たりの取得帳簿価額	3,000
1株当たりの税務上時価	9,000

(借方)	現預金	10,000	(貸方)	有価証券	3,000
				みなし配当	2,000
				受贈益	1,000
				有価証券売却益	4,000



※ みなし配当は、契約金額を基に計算されると考える場合は受贈益を認識せずに、みなし配当 3,000 となる。(恣意的な取引でない場合等)

ロ 発行法人の課税問題

法人株主へ経済的利益の供与を行ったと考えると寄附金課税となる。

④ 低額譲渡による課税問題が発生する場合

イ 法人売主の課税問題

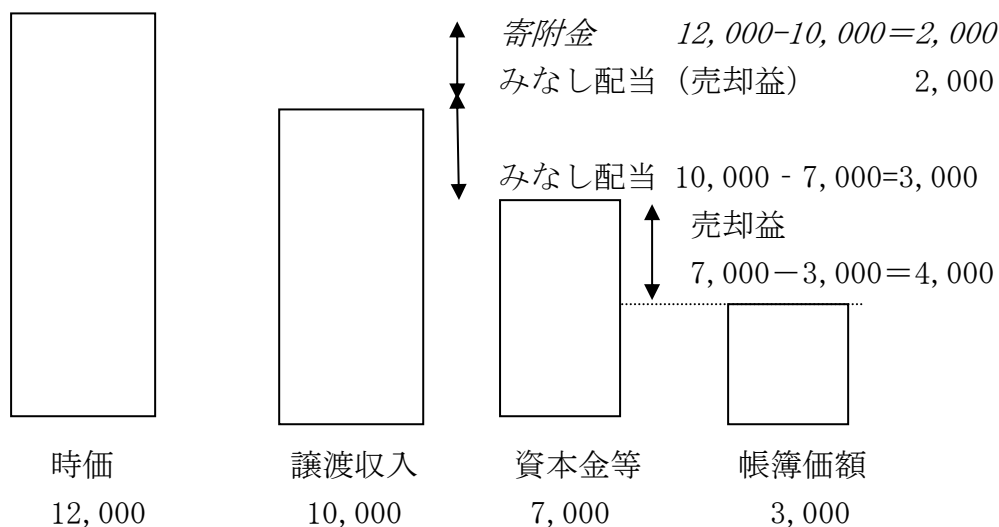
譲渡損益の計算についても時価をベースに計算されると考えられるため、時価と譲渡価額の差額のうち実質贈与と認められる金額は寄附金課税の対象とされる。

寄附金 ⇒ 時価 - 譲渡価額
 みなし配当 ⇒ 譲渡価額 - 資本金等の額
 譲渡損益 ⇒ (時価 - みなし配当) - 取得原価

〔仕訳例〕

1株当たりの譲渡価額 10,000
 1株当たりの資本金等の額 7,000
 1株当たりの取得帳簿価額 3,000
 1株当たりの税務上時価 12,000

(借方)	現預金	10,000	(貸方)	有価証券	3,000
	寄附金	2,000		みなし配当	5,000
				有価証券売却益	4,000



※ みなし配当は、契約金額を基に計算されると考える場合は有価証券売却益は6,000 (4,000+2,000)、みなし配当3,000となる。(恣意的な取引の場合等)

ロ 発行法人の課税問題

自己株式の取得は資本等取引に該当するため、原則的に法人税課税は発生しない。

ハ 発行法人のその他株主への課税問題（個人株主）

利益供与者が法人株主であることを考えると、上記1(3)④ハの個人株主から個人株主への利益の移転と同じ取扱い原則行われたいものとする。

※ 法人からの贈与は一時所得になるが、所得税の課税は実際の流入金額

ニ 発行法人のその他株主への課税問題（法人株主）

上記ハの場合に、その他の株主が法人の場合には、この発生する含み益は法人の支配の及ばない外的要素※に起因するため、企業会計に準じて考えて、法人税法においても未実現の利益として、現実に実現した時に課税所得になると考えられる。

※ オープンシャホールディング事件 最判平 18. 1. 24
法人税法 22②に規定する取引

3 譲渡制限株式の買取請求手続による裁判所の価格決定

発行会社等による買取請求がなされた場合の売買価格協議が不調に終わった場合、裁判所に対する売買価格決定の申立により、裁判所において価格が決定される。第三者の公平な価格と考えれば税務上も適正時価と思われる。

4 自己株式の取得に伴うみなし贈与の認定等トラブル回避のための対策

自己株式の取得については、課税問題が複雑に発生する。取得の目的や取得資金の状況に応じ、発行法人による取得だけでなく、自己株式としてではなく個人や他社などによる第三者による購入も検討する必要がある。

- (1) 発行法人への相続税の申告期限から3年以内の譲渡
- (2) 個人株主から個人株主への株式の移転
- (3) 個人株主から個人株主への贈与
- (4) 贈与税の納税猶予制度の利用
- (5) 従業員持株会の設立
- (6) 持株会社や他の関連会社による購入

参考法令・通達 編

所法第36条（収入金額）

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

所法第59条（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）
- 2 居住者が前項に規定する資産を個人に対し同項第二号に規定する対価の額により譲渡した場合において、当該対価の額が当該資産の譲渡に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上控除する必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用の額の合計額に満たないときは、その不足額は、その山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算上、なかつたものとみなす。

所令第169条（時価による譲渡とみなす低額譲渡の範囲）

法第五十九条第一項第二号（贈与等の場合の譲渡所得等の特例）に規定する政令で定める額は、同項に規定する山林又は譲渡所得の基因となる資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。

所基通59-3（同族会社等に対する低額譲渡）

山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産を法人に対し時価の2分の1以上の対価で譲渡した場合には、法第59条第1項第2号の規定の適用はないが、時価の2分の1以上の対価による法人に対する譲渡であっても、その譲渡が法第157条《同族会社等の行為又は計算の否認》の規定に該当する場合には、同条の規定により、税務署長の認めるところによって、当該資産の時価に相当する金額により山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額を計算することができる。

所基通 59-6 (株式等を贈与等した場合の「その時における価額」)

法第 59 条第 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35 共-9 に準じて算定した価額による。この場合、23～35 共-9 の(4)ニに定める「1 株又は 1 口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56・直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）の 178 から 189-7 まで（(取引相場のない株式の評価)）の例により算定した価額とする。（平 12 課資 3-8、課所 4-29 追加、平 14 課資 3-11、平 16 課資 3-3、平 18 課資 3-12、課個 2-20、課審 6-12、平 21 課資 3-5、課個 2-14、課審 6-12、平 26 課資 3-8、課個 2-15、課審 7-15、令 2 課資 4-2、課審 7-13 改正）

(1) 財産評価基本通達 178、188、188-6、189-2、189-3 及び 189-4 中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達 185、189-2、189-3 及び 189-4 中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達 188 中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替えるほか、読み替えた後の同通達 185 ただし書、189-2、189-3 又は 189-4 において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の 50%以下である場合に該当するかどうか及び読み替えた後の同通達 188 の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。

(2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179 の例により算定する場合（同通達 189-3 の(1)において同通達 179 に準じて算定する場合を含む。）において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達 188 の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達 178 に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。

(3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。

(4) 財産評価基本通達 185 の本文に定める「1 株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達 186-2 により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

法第 22 条（各事業年度の所得の金額の計算）

内国法人の各事業年度の所得の金額は、当該事業年度の益金の額から当該事業年度の損金の額を控除した金額とする。

- 2 内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とする。

法基通 2-3-4（低廉譲渡等の場合の譲渡に係る対価の額）

法人が無償又は低い価額で有価証券を譲渡した場合における法第 61 条の 2 第 1 項第 1 号《有価証券の譲渡損益の益金算入等》に規定する譲渡に係る対価の額の算定に当たっては、

4-1-4《上場有価証券等の価額》並びに 4-1-5 及び 4-1-6《上場有価証券等以外の株式の価額》の取扱いを準用する。（平 12 年課法 2-7「四」により追加）

（注）4-1-4 本文に定める「当該再生計画認可の決定があった日以前 1 月間の当該市場価格の平均額」は、適用しない。

法基通 4-1-5（上場有価証券等以外の株式の価額）

上場有価証券等以外の株式につき法第 25 条第 3 項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、再生計画認可の決定があった時の当該株式の価額は、次の区分に応じ、次による。

- （1）売買実例のあるもの 当該再生計画認可の決定があった日前 6 月間において売買の行われたもののうち適正と認められるものの価額
- （2）公開途上にある株式（金融商品取引所が内閣総理大臣に対して株式の上場の届出を行うことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式）で、当該株式の上場に際して株式の公募又は売出し（以下 4-1-5 において「公募等」という。）が行われるもの（(1)に該当するものを除く。）金融商品取引所の内規によって行われる入札により決定される入札後の公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額
- （3）売買実例のないものでその株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの（(2)に該当するものを除く。）当該価額に比準して推定した価額
- （4）（1）から（3）までに該当しないもの 当該再生計画認可の決定があった日又は同日に最も近い日におけるその株式の発行法人の事業年度終了の時における 1 株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

法基通 4-1-6（上場有価証券等以外の株式の価額の特例）

法人が、上場有価証券等以外の株式（4-1-5の(1)及び(2)に該当するものを除く。）について法第25条第3項《資産評定による評価益の益金算入》の規定を適用する場合において、再生計画の認可の決定があった時における当該株式の価額につき昭和39年4月25日付直資56・直審（資）17「財産評価基本通達」（以下4-1-6において「財産評価基本通達」という。）の178から189-7まで《取引相場のない株式の評価》の例によって算定した価額によっているときは、課税上弊害がない限り、次によることを条件としてこれを認める。

- (1) 当該株式の価額につき財産評価基本通達179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該法人が当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること
- (2) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は証券取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については当該事業年度終了の時点における価額によること。
- (3) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

相法第22条（評価の原則）

相法第7条（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合—低額譲受）

相法9条

（贈与又は遺贈により取得したものとみなす場合—その他の利益の享受）

相基通9-2（株式又は出資の価額が増加した場合）

同族会社（法人税法第2条第10号に規定する同族会社をいう。以下同じ）の株式又は出資の価額が、例えば、次に掲げる場合において該当して増加したときにおいては、その株主又は社員が当該株式又は出資の価額のうち増加した部分に相当する金額を、それぞれ次に掲げる者から贈与によって取得したものと取り扱うものとする。

この場合における贈与による財産の取得の時期は、財産の提供があった時、債務の免除があった時又は譲渡があった時によるものとする。

- (1) 会社に対し無償で財産の提供があつた場合
当該財産を提供した者
- (2) 時価より著しく低い価額で現物出資があつた場合
当該現物出資をした者
- (3) 対価を受けないで会社の債務の免除、引受け又は弁済があつた場合
当該債務を免除、引受け又は弁済をした者
- (4) (会社に対する著しい低額譲渡)
会社に対し時価より著しく低い価額の対価で財産の譲渡をした場合
当該財産の譲渡をした者

財評通 188 (同族株主等以外が取得した株式)

178<取引相場のない株式の評価上の区分>の「同族株主以外の株主等が取得した株式」は、次のいずれかに該当する株式をいい、その株式の価額は、次項の定めによる。(昭 47 直資 3-16・昭 53 直評 5 外・昭 58 直評 5 外・平 15 課評 2-15 外・平 18 課評 2-27 外改正)

- (1) **同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式**
(読替：譲渡又は贈与した株式)

この場合における「同族株主」とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者（法人税法施行令第 4 条((同族関係者の範囲))に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいう。以下同じ。)の有する議決権の合計数とその会社の議決権総数の 30%以上（その評価会社の株主のうち、株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 50%超である会社にあつては、50%超）である場合におけるその株主及びその同族関係者をいう。

- (2) **中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後（読替：株式の譲渡又は贈与直前）の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの**（課税時期において評価会社の役員（社長、理事長並びに法人税法施行令第 71 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）である者及び課税時期の翌日から法定申告期限までの間に役員となる者を除く。）**の取得した株式**（読替：譲渡又は贈与した株式）

この場合における「中心的な同族株主」とは、課税時期において同族株主の 1 人並びにその株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び 1 親等の姻族（これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数とその会社

の議決権総数の25%以上である会社を含む。)の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の25%以上である場合におけるその株主をいう。

(3) **同族株主のいない会社**の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の**15%未満**である場合におけるその**株主**の取得した株式(読替:譲渡又は贈与した株式)

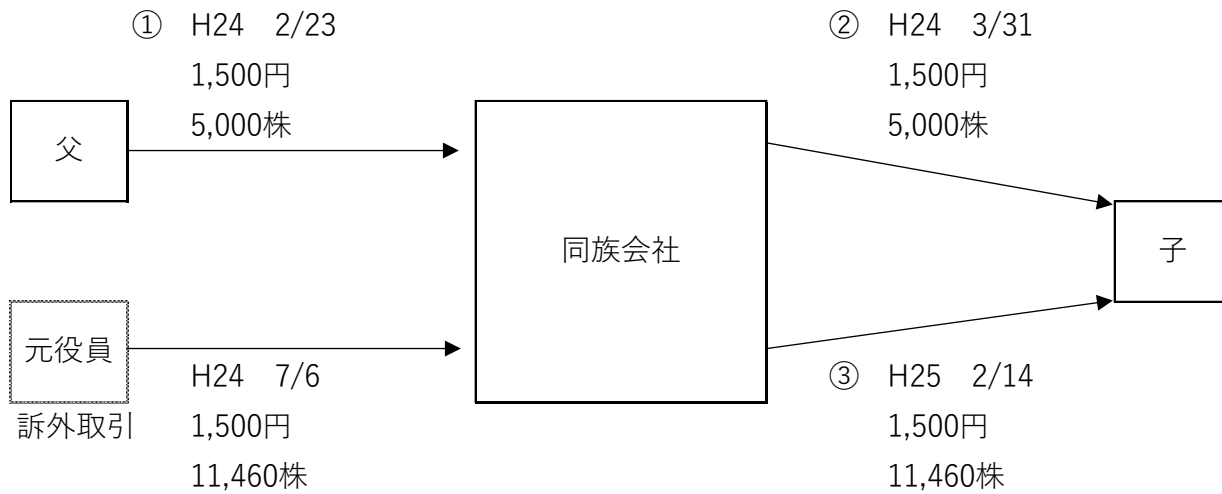
(4) **中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社**の株主のうち、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の**15%以上**である場合におけるその株主で、**その者**の株式取得後(読替案:株式の譲渡又は贈与直前)の議決権の数がその会社の議決権総数の**5%未満**であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式(読替:譲渡又は贈与した株式)

この場合における「中心的な株主」とは、課税時期において株主の1人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主をいう。

補助資料

非上場株式の譲渡 自己株式の買取り

自己株式についての課税判例



同族会社	発行済株式総数 86,000株	額面500円
父	代表取締役	同族株主 + 中心的同族株主
子	取締役	同族株主 + 中心的同族株主
相続税評価額	①	17,577円
	②	19,127円
	③	18,985円

課税処分	①	父に低額譲渡として所法59による課税
	②	子に給与所得課税 + 同族会社に源泉所得税納付告知処分
	③	子に給与所得課税 + 同族会社に源泉所得税納付告知処分

相続税基本通達9-2 個人 ⇒ 個人

X社の株主	所有価値 (株数)	異動
個人 A	200	
個人 B	200	
個人 C	200	X社に無償で 譲渡
合計	600	



X社の株主	所有価値	増加額
個人 A	300	100 個人 C から受贈
個人 B	300	100 個人 C から受贈
合計	600	

相続税基本通達9-2 個人 ⇒ 法人

X社の株主	所有価値 (株数)	異動
個人 A	200	
法人 B	200	
個人 C	200	X社に無償で 譲渡
合計	600	



X社の株主	所有価値	増加額
個人 A	300	100 個人 C から受贈
法人 B	300	100 個人 C から？
合計	600	

相続税基本通達9-2 法人 ⇒ 個人

X社の株主	所有価値 (株数)	異動
個人 A	200	
個人 B	200	
法人 C	200	X社に無償で 譲渡
合計	600	



X社の株主	所有価値	増加額
個人 A	300	100 法人 C から？
個人 B	300	100 法人 C から？
合計	600	

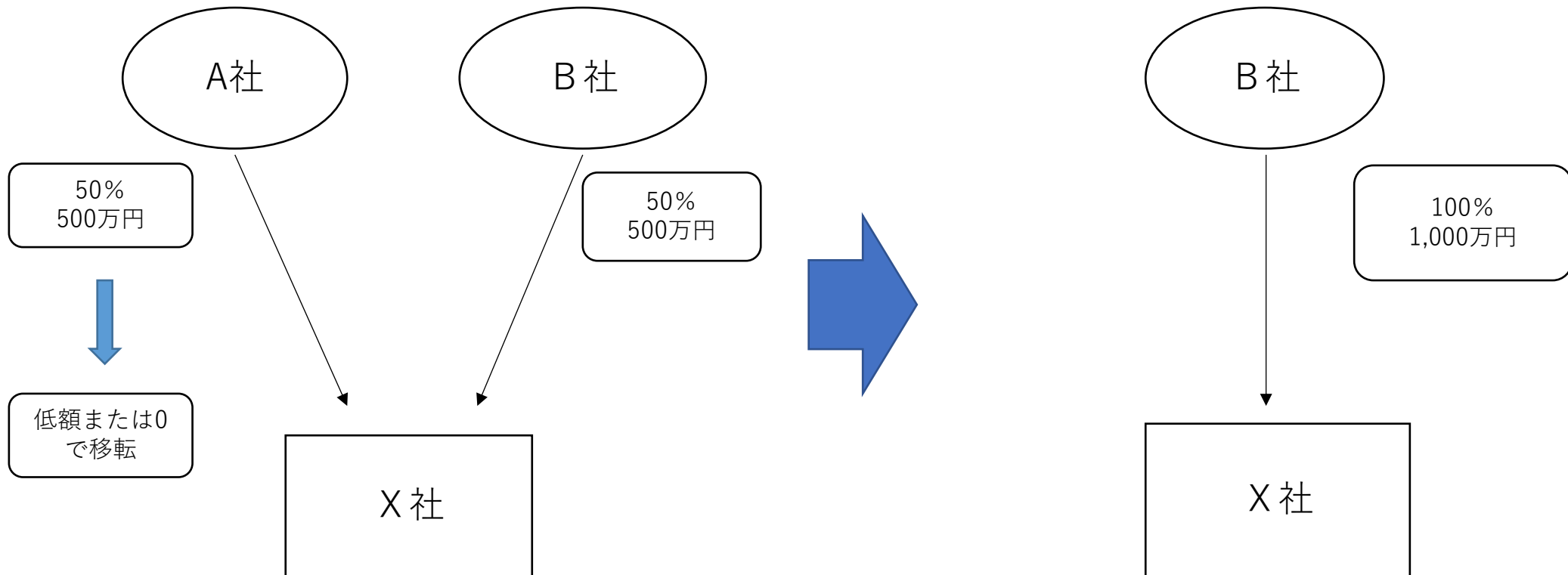
相続税基本通達9-2 法人 ⇒ 法人

X社の株主	所有価値 (株数)	異動
個人 A	200	
法人 B	200	
法人 C	200	X社に無償で 譲渡
合計	600	

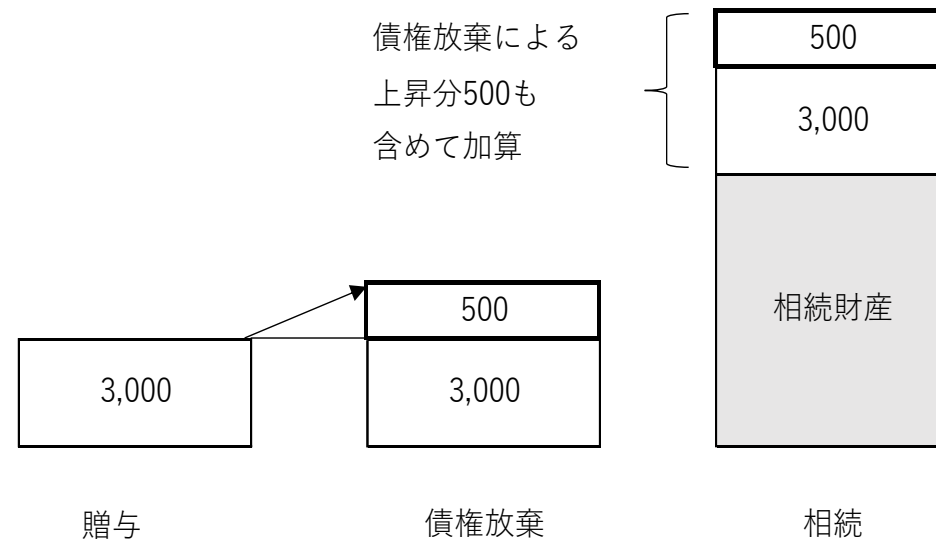
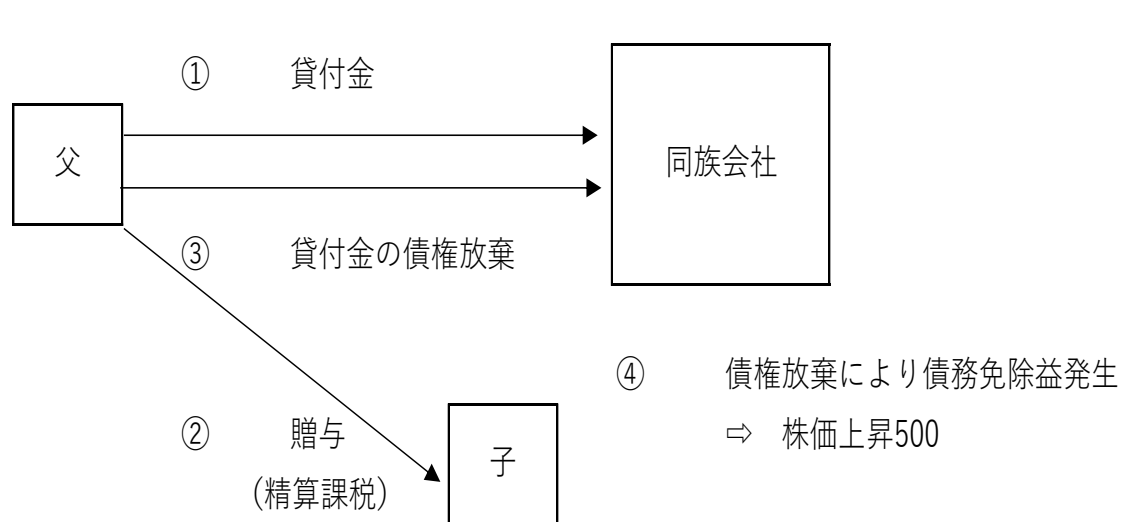


X社の株主	所有価値	増加額
個人 A	300	100 法人 C から？
法人 B	300	100 法人 C から？
合計	600	

資産価値の相当部分が移転 ⇒ 移転を意図し、受ける側と了解・合意で実現 ⇒ 「移転価値」を「益金」として法人税課税（法法22②）



精算課税による非上場株式贈与後の債権放棄



裁決事例（大裁（所・諸）令3第37号、令和4年3月16日裁決、未公表）
週刊税務通信 No.3754より抜粋編集